

# 平成27事業年度 社会福祉法人周南市社会福祉事業団事業計画

## 1 事業目的

- (1) 周南市社会福祉事業団が設置する次に掲げる社会福祉施設の経営を行う。
  - ① 老人福祉施設 特別養護老人ホームつづみ園
  - ② 老人福祉施設 つづみ園デイサービスセンター
- (2) 周南市から管理委託を受けた次に掲げる社会福祉施設の経営を行う。
  - ① 老人福祉施設 周南市須金老人デイサービスセンター
  - ② 老人福祉施設 周南市大津島老人デイサービスセンター
  - ③ 老人福祉施設 周南市軽費老人ホームきずな苑
- (3) 公益を目的とする事業として次に掲げる事業を行う。
  - ① 居宅介護支援事業 つづみ園居宅介護支援事業所
  - ② 地域包括支援センター つづみ園地域包括支援センター

## 2 計画の概要

### (1) 法人本部（事務局）

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号（つづみ園1階）

### イ 目的

社会福祉法人としての固有事務（理事会・評議員会の開催、予算・決算など）を適正に処理するとともに、各関係機関との連絡調整を図り、効率的かつ有機的な事業団の管理運営に努める。

### ◎ 重点目標

- (ア) 新施設（「つづみ園」）の開設に伴い、その経営を安定した軌道に乗せる。
- (イ) 中期経営計画の着実な推進を図る。

### ◎ 基本事項

- (ア) 自立的で活力のある事業団経営を推進し、効率的な自主運営に努める。
- (イ) 利用者の立場に立ったサービスの質の向上に努める。
- (ウ) 職員の意識改革及び質の向上に努め、専門性の強化を図る。
- (エ) 人材の確保と育成に努め、研修を充実させる。

平成27年度 月別事業計画

事務局

月	行 事 内 容	定 例 業 務
4	人事異動	日常業務
	定期昇給事務	施設長会議 毎月第1週
	事業团委託契約事務	月次報告書提出 毎月10日
	決算事務	試算表提出 毎月末
	事業団年金事務	賃金支払 毎月15日
5	決算監査	給与支払 毎月21日
	理事会・評議員会（決算承認）	税等支払 毎月10日
	共済会役員会	社会保険料等支払 毎月末
6	全事協中国・四国ブロック会議（倉敷市）	
	夏期期末勤勉手当支給	
7	機関紙「たらちね」発行	
	社会保険料調整事務	
8	県内事業団連絡協議会（下関市）	
9	職員研修	
10	理事会・評議員会（補正予算等）	
	全事協全国大会（名古屋市）	
11	全事協中国・四国ブロック研修会（松山市）	
	全事協中国・四国ブロック会議（周南市）	
12	年末調整事務	
	冬期期末勤勉手当支給	
1	自己申告書提出	
2	職員研修	
3	理事会・評議員会（新年度予算等）	
	契約等審査会の開催	
	勤務評定	
	共済会事業計画	

(2) 特別養護老人ホームつづみ園

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号

イ 定員 120人(短期入所生活介護10人含む)

ウ 目的

介護保険法における要介護状態にある者に対し、介護保険法の理念に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護福祉施設(生活支援)サービスを提供することを目的とする。

◎ 重点目標

- (ア) 安定した運営の確保の為に、ベッドの空床期間の短縮を図る等、入居者の年間平均充足率97.5%(短期入所生活介護は90%)の維持に努める。
- (イ) 新施設(ユニット型施設)への移転に伴い、新たに始まるユニットケアについての理解を深めると共に、入浴、食事、排泄等の各種委員会を設置し、ユニットケアの推進を図る。

◎ 基本事項

- (ア) 入居者個別の24Hシートを作成し、一人ひとりの生活リズムに合わせたケアプラン(支援計画)を作成し、そのケアプランに基づいたサービスを提供する。また、ケアプランは担当職員への周知徹底を図り、統一したケア(サービス)の提供に努める。
- (イ) 栄養ケアマネジメント(個別の栄養ケア計画と栄養管理)体制を堅持し、多職種協議のもと入居者の状態に応じた豊かで、尊厳ある食生活を通じて入居者の健康維持に努める。
- (ウ) 入居者一人ひとりのニーズに沿って生活リハビリを中心とした個別の機能訓練計画書を作成・実施し、心身機能の維持向上に努める。
- (エ) 健康及び衛生管理に留意し、感染症予防に努めるとともに、入居者の容態の変化には最善の注意を払い、早めの対応に努める。
- (オ) 環境整備や設備の維持・改善を図り、防災及び事故防止等安全の確保に努める。
- (カ) 介護老人福祉施設職員としての自覚と心構えを醸成し、内外の職員研修会や各種委員会などを通じて、専門的知識の習得及び介護技術の向上に努める。
- (キ) 関係機関や併設施設との連携を強化し、介護老人福祉施設としての機能・役割を發揮し、地域の福祉拠点となるように努める。

平成27年度 月別事業計画

特別養護老人ホーム つづみ園

月	行事内容	定例業務
4	花見ドライブ	日常介護・生活援助
5	新茶会 母の日プレゼント	起床、洗面、整容、排泄、食事、入浴 離床、就寝、清掃、洗濯等 生活相談、健康相談、機能訓練
6	つづみ祭 父の日プレゼント	通院・送迎援助
7	七夕 そうめんの日	定例業務 嘱託医師診察 週2回 歯科医師往診 週1回
8	物故者供養・納涼祭	郷土料理の日 月1回
9	敬老祝賀会 彼岸供養・法話	お茶の会（誕生会） 月1回 売店設置 月1回
10	防災訓練（夜間）	理美容サービス 月1回
11	紅葉ドライブ	会議・委員会関係 行事予定・職員会議 月1回
12	年末供養・法話 ごちそうの日 クリスマス会 餅つき	事故防止、感染症委員会 各月1回 身体拘束、褥瘡予防委員会 各月1回 虐待防止、サービス向上委員会 各月1回 栄養管理、衛生委員会 各月1回
1	新年挨拶会 七草粥 鏡開きぜんざい会 初詣ドライブ	医療的ケア対策推進委員会 月1回 ユニット会議（ユニット別） 月1回 入所検討委員会 年2回 個別ケアカンファレンス 随時
2	節分豆まき ふくの日（ふく雑炊）	苦情解決委員会 随時 職員研修会 随時
3	ひな祭り 防災訓練（昼間） 彼岸供養・法話 家族会	その他 介護相談員来園 月1回 傾聴ボランティア 月1回

(3) つづみ園デイサービスセンター

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号(つづみ園1階)

イ 定員 40人/1日

ウ 目的

在宅の要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

◎ 重点目標

- (7) 目標充足率75%(30人/日)達成のため、利用者増に向けて新施設におけるデイサービスの様子や特色などを掲載した機関紙を発行する等PRに努めると共に、営業日及び営業時間についても再検討をする。
- (4) 認知症ケア、生活機能改善、新規に導入したリハビリ機器を用いた機能訓練等に積極的に取り組み、特色あるデイサービスの運営を図る。

◎ 基本事項

- (7) 利用者及び家族のニーズに基づいた個別通所介護計画を作成し、その評価を常に行い、満足度の高いサービスの提供に努める。
- (4) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努める。
- (4) 健康及び衛生管理に留意するとともに、利用者の容態には最善の注意を払い、変化のあった時は早めの対応に努める。
- (4) リハビリ機器等設備の積極的活用により、運動器の機能向上を図り、利用者の自立支援、介護予防に努める。
- (4) 満足度調査(アンケート)を実施し、利用者や家族からの要望や苦情に対して迅速に対応するとともに、ヒヤリハットや事故等の再発防止会議を行い、安心、安全かつ快適なサービスの提供に努める。
- (4) 福祉施設職員としての自覚と心構えを醸成し、内外の職員研修会や会議を通じて専門的知識及び介護技術の向上に努める。
- (4) 地域に開かれたデイサービスセンターとして地域との交流を促進するとともに、ボランティアや研修生を積極的に受け入れる。
- (4) 事業運営を円滑に行うため、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他保健・医療・福祉の関係事業所との連携強化に努める。

平成27年度 月別事業計画

つづみ園デイサービスセンター

月	行 事 内 容	定 例 業 務
4	お花見	(1) 通所介護事業 (毎日) 健康チェック
5	端午の節句祭	機能訓練 (運動器機能向上) 指導 口腔機能向上指導
6	つづみ祭 (特養つづみ園と合同) デイサービス開設記念	食事サービス 入浴サービス (介助浴・特別浴) 送迎サービス
7	七夕会	その他日常生活上の援助
8	クールデイ 納涼祭 (特養つづみ園と合同)	(2) 日常業務 アクティビティサービス 毎 日 健康相談 随 時
9	敬老祝賀会 (特養つづみ園と合同)	環境整備 月1回 家族への状況報告 随 時
10	防災訓練 (特養つづみ園と合同) 運動会	(3) 会議関係 ミーティング 毎 日
11	文化祭	ケース会議 月1回 行事予定会議 月1回
12	クリスマス会	職員会議 月1回 衛生委員会 月1回
1	初詣ドライブ 初釜	栄養管理委員会 月1回 サービス担当者会議 随 時
2	節分祭	(4) その他 介護相談員来所 月1回
3	ひな祭り 防災訓練 (特養つづみ園と合同)	売店 月1回 ボランティア来所 随 時

(4) 周南市須金老人デイサービスセンター

ア 設置場所 周南市大字須万2488番地

イ 定員 15人/1日

ウ 目的

在宅の要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

◎ 重点目標

- (7) 目標充足率46.7%（7人/日）達成のため、「もやいネット地区ステーション」を中心とする地域諸団体との連携を密にし、潜在対象者の掘り起こし並びに生きがい活動通所利用者の利用促進に努める。
- (4) 介護保険制度改正並びに報酬改定が行われる今年度、事務の一部が県（国）から市へ移管する中で、指定管理施設として地域の実情に合った経営、運営を遂行するにあたり、過疎の中の施設が抱える運営諸問題の対策に向けて市と協議し、「生活を支える施設」づくりの在り方を見つける。

◎ 重点事項

- (7) 介護保険制度による通所介護計画に基づき利用者の必要とする適切なサービスを提供するとともに、常に質の評価を行いサービスの向上に努める。
- (4) 送迎、入浴、給食等利用者に対するサービスの向上に努める。特に入浴サービスについては、利用者のリフレッシュ並びに衛生・健康保持に努める。
- (7) 健康及び衛生管理に留意し、利用者の容態の変化には細心の注意を払い、変化が生じた時は早めの対応に努める。
- (4) 利用者や家族の要望を踏まえ、リハビリ機器等の積極的活用やレクリエーション等により、心身機能の維持向上に努める。
- (4) 活動的な状態にある高齢者に対しては、在宅福祉サービスの一環とする「特定高齢者通所型介護予防事業」の受入れ体制を継続し、介護予防への取り組みを行いながら生活機能の維持又は向上に努める。また、虚弱な状態にある高齢者に対しては、生活機能低下の早期発見及び早期対応に努める。
- (4) 過疎、高齢化が顕著な地域の特性に対応できるよう、専門的知識及び介護技術の向上に努める。

平成27年度 月別事業計画

須金デイサービスセンター

月	行事内容	定例業務
4	お花見会 避難訓練	(1) 介護予防事業（指定日） アクティビティ訓練
5	施設内外一斉消毒	(2) 通所介護事業（指定日） 機能訓練指導
6	須磨小学校児童との交流会	[各事業共通サービス] 口腔機能訓練
7	七夕会（須磨小学校児童との交流会）	食事サービス 入浴サービス（介助浴、特別浴）
8	クールデイ	送迎サービス 日常生活上の援助
9	敬老お祝い会	健康チェック
10	防災訓練	(3) 特定高齢者通所型介護予防事業 （指定日）
11	須磨小学校児童との交流会	運動器機能向上プログラム
12	クリスマス会兼忘年会 ゆず湯	(4) 日常業務 ミーティング 毎日
1	新年の集い 初釜	職員会議 月1回 ケース会議 月1回 サービス担当者会議 随時
2	節分（須磨小学校児童との交流会） 避難訓練	
3	ひな祭り	



(5) 周南市大津島老人デイサービスセンター

ア 設置場所 周南市大字大津島221番地

イ 定員 20人/1日

ウ 目的

在宅の要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

◎ 重点目標

- (7) 地域高齢化率が75%を超え、利用要件を満たしていながら、サービスを利用されていない方が相当数いると思われるため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、民生委員等と協働し、施設の紹介並びに利用促進に努め、目標充足率35%（7人/日）の達成を目指す。
- (4) 指定管理施設として地域の実情に合った経営、運営を遂行するために、単独施設が抱える運営諸問題の解決に向けて、市と連携・協議を進める。

◎ 基本事項

- (7) 利用者や家族の要望を踏まえ、機能訓練やレクリエーション並びに集団活動のメニューを充実し、身体機能の維持向上に努める。
- (4) 掛かり付け医や家族との連絡を密にし、通院や服薬等の助言・見守り等を行い、利用者の健康管理に努めるとともに、健康状態等に変化が生じたときは迅速な対応に努める。
- (7) 自治会をはじめとする各種地域団体、及び利用者相互の交流等を通じて、社会的孤立感の解消に努める。
- (7) 作業療法を兼ね、趣味として自宅でも出来るような手芸活動等を行い、生きがい対策の一助となるよう努める。
- (4) 送迎車輛の運行は安全運転に努め、順路の工夫や車内での快適な雰囲気作りに努める。
- (4) 島内で唯一の福祉施設として、介護に関する技術や知識等に加え、日常生活に関する多様な相談にも対応できるよう、職員の資質の向上及び専門性の確立を図る。

平成27年度 月別事業計画

大津島デイサービスセンター

月	行事内容	定例業務
4	お花見会	(1) 通所介護予防事業（毎日） アクティビティ訓練
5	防災訓練	(2) 通所介護事業（毎日） 機能訓練指導
6	紅白歌合戦	[各事業共通サービス] 口腔機能訓練
7	七夕会	食事サービス
8	島内旧跡巡り	入浴サービス（介助浴、特別浴） 送迎サービス
9	敬老お祝い会	日常生活上の援助 健康チェック
10	防災訓練	(3) 日常業務
11	文化祭	ミーティング 毎日 職員会議 月1回 ケース会議 随時 サービス担当者会議 月1回
12	クリスマス会 ゆず湯 年末紅白歌合戦	
1	新春ゲーム大会	
2	節分豆まき	
3	ひな祭り	

(6) 周南市軽費老人ホームきずな苑

ア 設置場所 周南市速玉町3番16号

イ 定員 50人(夫婦部屋5室, 単身部屋40室)

ウ 目的

60歳以上(夫婦等で入居する場合は、いずれかが60歳以上)の高齢者であって、家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な者が低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。

◎ 重点目標

- (ア) 施設の情報提供や広報活動を積極的に行い、夫婦部屋の単身者利用の促進を図るなどして、空き部屋解消に努める。(目標充足率 84% 42人)
- (イ) 施設の老朽化により、指定管理者として適切な管理運営を行う上で、今後想定される施設の設備等の営繕計画を作成し、市に提案する。
- (ウ) 入居者の身体状況の個人差が顕著になりつつあるため、日頃から家族との連絡・連携を図るとともに、身体状況等に応じた日常生活へのアドバイスや福祉サービス・用具等の紹介・相談等を行い、自立した日常生活が送れるよう努める。

◎ 基本事項

- (ア) 嘱託医, 掛かりつけ医並びに家族との連携を密にし, 通院や服薬等の助言・見守り等を行い入居者の健康管理に努めるとともに, 健康状態等に変化が生じたときは迅速な対応に努める。
- (イ) 災害, 事故防止のため定期的に避難訓練等を行い, 日常の生活習慣の中に定着するよう努める。
- (ウ) 高齢化する中で生きがい対策として, 身体状況に応じた日帰り旅行を計画し, また四季折々の行事等を積極的に実施する。
- (エ) 入居者が持つ生活経験や暮らしの技術等を伝承し, 喜びと生きがいが見いだせるよう, 児童・生徒等との交流活動の推進に努める。
- (オ) 施設の機能を地域社会に開放し, 学校教育での老人福祉の実践研修の場として, 各小中学校の体験学習の場を提供する。
- (カ) 楽しく食事をしていただくために, 定期的に嗜好調査を実施し献立に反映するとともに, 入居者の咀嚼・嚥下状態等も考慮し, 健康で元気な毎日を送れるような食事の提供に努める。
- (キ) 各種研修等に積極的に参加し, 職員の資質向上を図り, 入居者処遇の向上に努める。

平成27年度 月別事業計画

きずな苑

月	行 事 内 容	定 例 業 務
4	お花見会 お花見ドライブ きずな会総会	日常的業務 朝の集い（ラジオ体操・竹踏み等） 毎日 午後の活動（手芸・脳トレ等） 毎日 クラブ活動（カラオケ） 週1回
5	端午の節句ゲーム大会 喫茶開設記念行事	健康相談日 月2回 居室冷蔵庫内点検 月2回
6	日帰り旅行 夜間避難訓練	居室トイレ点検 月2回 血圧・体重測定・検尿 月1回 防災訓練 月1回
7	七夕会 クールデイ	苑内外清掃 月1回 居室電気検針 月1回
8	納涼の集い 非常通報訓練	会議・委員会関係
9	敬老祝賀会 胸部レントゲン検診	職員会議 月1回 ケース会議 月1回 栄養管理委員会 月1回 給食協議会 月1回
10	コスモス見学ドライブ	事故発生防止委員会 3月1回 感染症対策委員会 3月1回
11	紅葉狩りドライブ インフルエンザ予防接種	苦情解決委員会 随 時 高齢者虐待防止委員会 随 時
12	クリスマス会 忘年会 餅つき 門松づくり	その他 選択食 月2回 喫茶コーナー 月2回 誕生会 月1回 旬の県産農産物の日 月1回
1	お年始会 七草粥 鏡開き どんど焼き 初釜	
2	節分豆まき	
3	ひな祭り会	

(7) つづみ園居宅介護支援事業所

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号(つづみ園1階)

イ 利用対象者

介護保険法における要支援状態または要介護状態にある65歳以上の者(第1号被保険者)及び40歳以上65歳未満の者(第2号被保険者)であって、その原因が介護保険で定める特定疾病によって生じた者。

ウ 目的

介護保険法における要支援状態又は要介護状態にある者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護支援及び介護予防支援を行うことを目的とする。

◎ 重点目標

- (7) 安定した事業運営のため、現職員体制において月100件以上のケアプラン作成に努める。
- (イ) 各種研修に積極的に参加するとともに、週1回利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議や勉強会を行い、より質の高いケアプランを提供できるように努める。

◎ 基本事項

- (7) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- (イ) 居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の視点に立ち、自立支援のためのプランを作成するとともに、利用者に提供される介護サービス及び介護予防サービスが特定の種類又は特定の居宅サービスに偏することのないよう公正中立に行うよう努める。
- (ウ) 利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になり、病院もしくは介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等して病院もしくは介護保険施設への紹介等の便宜を図る。
- (エ) 事業運営を円滑に行うため、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護保険施設等との連携に努める。

(8) つづみ園地域包括支援センター

ア 設置場所 周南市瀬戸見町12番30号(つづみ園1階)

イ 利用対象者

地域で生活するあらゆる高齢者やその家族、また地域での生活を円滑にするために必要なさまざまな関係機関。

ウ 目的

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防から、介護・保健医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。このために、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うことを目的とする。

◎ 基本機能

- (ア) 地域のさまざまな相談に総合的・重層的に対応しネットワークを構築する。
- (イ) 介護予防事業及び予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務を行う。
- (ロ) 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務を行う。
- (ハ) 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
- (ニ) 地域包括ケアに向けて新たな介護予防事業や包括的な支援事業の役割を担う。

◎ 運営にあたっての留意事項

- (ア) 介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営に努める。
- (イ) 地域とのつながりを確保しながら、地域の実情や特性をふまえ、柔軟な事業運営に努める。
- (ロ) 各専門職種が互いの業務理念や情報を共有し、連携・協働の体制を作り上げ、チームとして業務全体を行っていくように努める。
- (ハ) 高齢者が自分らしい生活を継続できるように、常に当事者の最善の利益を図るための支援に心がける。
- (ニ) 権利擁護の視点に立ち、高齢者の様々な権利実現や権利侵害についての知識や理解を常に深めていくように努める。
- (ホ) 相談者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法や各自治体の定める条例などをふまえ、適切な手順にのっとり業務を遂行するように努める。
- (ヘ) 保健・医療・福祉の専門職や、市内にある他の地域包括支援センターとも連携を図り、情報の共有、事例の分析など、業務遂行の円滑を図る。
- (ト) 専門的な知識、技術の向上を常に目指し、事業運営に寄与できるように努める。

◎ 平成 27 年度の具体的活動計画

活動目標

一人でも多くの高齢者が安心して住める地域づくりに貢献する。

(7) 総合相談・支援事業

- ・ワンストップサービスを目指し他機関との連携など迅速に対応する。
- ・接近困難や複雑困難ケースはチーム内のカンファレンスで計画的に根気よく対応する。
- ・見守りネットワーク等で関係機関との連携を充実し、地域に出向き問題把握に努める。
- ・民生委員定例会や、地域の集会などに積極的に参加し包括事業の周知を図り、地域内の課題にも取り組む。

(4) 権利擁護事業

- ・サロンなどで多くの人に権利擁護の啓発を進める。
- ・高齢者の消費者被害にいち早く対応できるように日頃から啓蒙や見守りを行う。
- ・虐待の相談窓口の周知と行政との連携強化を図る。

(7) 介護予防ケアマネジメント事業

- ・介護予防プランは月平均 240 件を維持し、より具体的な予防プランを作成し本人の自立に寄与する。
- ・増加する認知症の予防にむけサポーター養成講座の開催やサロンなどで積極的に認知症の理解と予防の充実を図る。
- ・二次予防事業の効果が上がるように市の運営方針に沿って広報や調整を行う。

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・ケアマネジャーに対する支援はスーパービジョンの技法を取り入れ継続的に行う。
- ・市、他包括と協働し、市内ケアマネジャーの資質向上研修会の企画・開催を計画的に行う。
- ・平成 29 年度導入の日常生活支援総合事業に向け、委託プランの作成に関する支援・指導を行う。
- ・事業所や医療機関その他の機関とは「顔の見える関係」を念頭に、スムーズな連携に努める。
- ・地域ケア会議 [ 個別地域ケア会議 (随時)・圏域地域ケア会議 (年 2 回) ] を開催する。
- ・認知症施策の推進として「認知症カフェ」などの開催を計画する。

(4) その他

- ・センター内の研修はこれまで通り行い、職員の質の向上を継続的に行う。